

平成29年10月11日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

国土交通大臣

静岡県磐田市議会議長 増田 暢之

道路財特法の規定に基づく特例措置の継続を求める意見書

道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つであり、その整備促進には大きな期待が寄せられている。

現在、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業の補助率等の嵩上げを行い、道路整備に対する格別の配慮がなされているが、この措置は、平成29年度までの時限措置となっている。

平成30年度以降、補助率等が実質的に低減することになれば、地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいる地方自治体への影響はより大きなものになる。

本市においても、大規模災害等に対する防災・減災対策や通学路の交通安全対策など、道路に関して緊急的に対応すべき課題を多く抱えており、道路整備の遅滞は、防災・福祉・教育など市政全般に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、道路整備を引き続き推進するため、長期的かつ安定的な道路関係予算の総額確保はもとより、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。